

平成18年(2006年)12月1日
建設委員会資料
都市整備部公園・道路担当
都市整備部建築担当

議会の委任に基づく専決処分について

【報告案件1】

1 事故の概要

事故発生日時 平成18年(2006年)8月22日午後3時10分頃
事故発生場所 東京都練馬区中村南三丁目14番先路上(交差点内)
事故発生状況 都市整備部建築監察担当職員が業務を終了して給油所へ向かうため、庁有車で新青梅街道から北へ向かって上記交差点を通過しようとしたところ、一時停止の規制があり見通しの悪い東側の道路から相手方の自動車が突然当該交差点に進入してきたため、ブレーキを踏んだが間に合わず、相手方の自動車の左前部と庁有車の前部が衝突した。この事故により、相手方の自動車の左前部のバンパー及びボディーが破損し、庁有車のラジエーター、右前照灯、バンパー及びフェンダ等が破損した。

2 和解(示談)の要旨

相手方が被った損害282,177円、区が被った損害330,781円について、双方の過失割合(相手方8割、区2割)に従い、相手方は区に対し264,625円を、区は相手方に対し56,435円を賠償する義務があることを認める。相手方は、双方の損害賠償額を相殺し、208,190円を区に支払う。

3 和解(示談)の成立の日

平成18年(2006年)10月29日

4 区の賠償責任

本件事故は、双方の安全確認が不十分であったことにより生じた事故であり、本件事故のような事例では、区に2割の過失があるものと認められている。このため、相手方が被った損害額の2割相当額について、区の賠償責任は免れないものと判断した。

5 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は車両の修理費282,177円であり、区の過失割合は2割であることから、区の損害賠償額は56,435円である。なお、損害賠償金は、相手方の損害賠償金の一部と相殺した。

備考

事故後の対応について

所属長から関係職員に対する口頭による注意
所属長から分野内の職員に事故防止の徹底
都市整備部長から部内の統括管理者に事故防止の指導・啓発の徹底

【報告案件 2】

1 事故の概要

事故発生日時 平成 18 年 (2006 年) 8 月 14 日午後 0 時 25 分頃

事故発生場所 東京都中野区中野四丁目 8 番先路上

事故発生状況 区が管理する区道街路樹の枯枝が上記場所に駐車中の相手方の自動車（タクシー）の屋根部分に落下し、当該屋根部分を破損した。

2 和解（示談）の要旨

車両の修理費 36,750 円を相手方に支払う。

3 和解（示談）の成立の日

平成 18 年 (2006 年) 11 月 18 日

4 区の賠償責任

本件事故は、区道街路樹の管理が不十分であったことにより生じた事故であり、区の賠償責任は免れないものと判断した。

5 損害賠償額

本件事故による損害額は車両の修理費 36,750 円であり、区に全責任があることから、区の損害賠償額は損害額と同額である。なお、損害賠償金は、特別区自治体総合賠償責任保険により全額補てんされた。

備考

事故後の対応について

区道街路樹の剪定を、予定を早めて直ちに実施